

ドイツ
実用新案法

1994年9月2日改正

1995年1月1日施行

目次

第1条
第2条
第3条
第4条
第5条
第6条
第7条
第8条
第9条
第10条
第11条
第12条
第12a条
第13条
第14条
第15条
第16条
第17条
第18条
第19条
第20条
第21条
第22条
第23条
第24条
第24a条
第24b条
第24c条
第25条
第25a条
第26条
第27条
第28条
第29条
第30条

第1条

(1) 実用新案は新規であつて、進歩性を具え、かつ産業上利用できる考案に対して付与される。

(2) 特に、次のものは、前項の趣旨に該当する実用新案の対象と認められない。

1. 発見、学問上の理論及び数学上の方法
2. 美学的な形態創作
3. 知的活動、遊戯又は営業活動のための計画、ルール及び方法、並びにデータ処理装置のためのプログラム
4. 情報の再現

(3) (2)は、同項の対象又は活動それ自体の実用新案登録による保護が出願される場合にのみ適用するものとする。

第2条

次のものは実用新案として登録することができない。

1. その公表又は実施が公の秩序又は善良の風俗に反する虞のある対象。この違反は、対象の実施が法令によって禁止されているという事実のみによって導き出されてはならない。第1文は、第9条に該当する対象に対して実用新案としての登録を排除するものではない。
2. 植物の品種又は動物の種族
3. 方法及びプロセス

第3条

(1) 実用新案の対象は、それが技術水準に属していないときは、新規なものと認める。技術水準は、出願の優先に関係する日前に書面による説明の形式で又は本法の施行領域内での実施により公衆に入手可能なものとなつたすべての知識を含む。出願の優先に関係する日前6月以内に実行された説明又は実施は、それが出願人又はその出願人に実用新案登録を受ける権利を譲り渡した者の創作的活動に基づくときは、考慮しない。

(2) 実用新案の対象は、それが農業を含む何れの事業分野においても生産され又は使用されるときは、産業上利用することができるものとみなされる。

第4条

(1) 実用新案登録出願は、特許庁に書面をもって提出するものとする。各考案について1件ごとに出願をしなければならない。

(2) 出願は、次のものを含まなければならない。

1. 実用新案の対象を簡潔かつ正確に表示した実用新案登録を求める願書
2. 実用新案として保護されるべき特徴を特定する1又は2以上の実用新案登録クレーム
3. 実用新案の対象の詳細な説明
4. 実用新案登録クレーム又は詳細な説明が関係している図面

(3) 連邦法務大臣は、実用新案登録出願のその他の要件に関する規定を法規命令によって発する権限を有する。同大臣は、この権限を法規命令により特許庁長官に委任することができる。

(4) 出願ごとに手数料表による手数料を納付しなければならない。その納付がないときは、

特許庁は、出願人に対し、手数料がこの通知の送達後 1 月以内に納付されないときはその出願を取り下げたものとみなす旨を通知する。

(5) 実用新案を登録すべき旨の査定までは、その出願の補正は、それが保護の範囲を拡張しないことを条件に許される。保護の範囲を拡張する補正からは何らの権利も生ずることはない。

(6) 出願人は、いつでもその出願を分割することができる。この分割は、書面で申し立てなければならない。各分割出願は、原出願の出願日及び原出願のため主張された優先権を保持する。原出願のため納付した手数料と同額の手数を各分割出願のため分割出願の際に納付しなければならない。

第 5 条

(1) 出願人は、既にドイツ連邦共和国の領域内で有効な特許出願を同一の考案についてしていたときは、当該特許出願に係る出願日を実用新案登録出願のために主張することができる。当該特許出願のため主張した優先権は、実用新案登録出願についても有効である。第 1 文に基づく権利は、当該特許出願が失効した月の、出願した特許が与えられた場合は異議申立期間が満了した月の、又は異議が申し立てられた場合は異議手続が終結した月の末日から 2 月の期間内に行使することができる。もっとも、特許出願の出願日から遅くとも 10 年間の期間内にこれを行使しなければならない。

(2) 出願人が(1)第 1 文に規定する主張をしたときは、特許庁は、出願人に対しこの通知の送達後 2 月以内に特許出願の出願番号及び出願日を届け出るよう並びに当該特許出願の写しを提出するよう通知する。この届出が所定の期間内に提出されないときは、(1)第 1 文に規定する権利は、消滅する。

第 6 条

(1) 出願人は、先の特許出願又は実用新案登録出願の特許庁への提出日から 12 月の期間のあいだそれと同一の対象の実用新案登録出願について優先権を享受する。ただし、先の出願に基づいてドイツ又は外国で優先権が主張されたときは、この限りでない。特許法第 40 条(2)から(4)まで及び(5)第 1 文は、この場合に準用する。ただし、第 40 条(5)第 1 文に関しては先の特許出願が取り下げられたものとみなされなかったことを条件とする。

(2) 国外優先に関する特許法の規定(第 41 条)は、準用することができる。

第 7 条

(1) 請求により特許庁は、実用新案登録出願又は登録実用新案の対象の保護適格のために考慮されるべき公知の刊行物を調査する。

(2) この請求は、実用新案登録出願人若しくは登録実用新案名義人又は他の当事者が提出することができる。請求は書面によって提出するものとする。第 28 条を準用する。請求を提出する際に手数料表による手数料を納付しなければならない。その納付のないときは、請求がなかったものとみなす。特許法第 43 条(3)、(5)、(6)及び(7)第 1 文を準用する。

第 8 条

(1) 出願が第 4 条の要件に適合するときは、特許庁は、実用新案登録原簿に登録を命ずる。

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性に関する実用新案登録出願の対象の審査は、行わない。特許法第 49 条(2)を適用する。

(2) 登録は、出願人の名称及び住所、代理人(第 28 条)がいるときはその代理人の名称及び出願日を申告しなければならない。

(3) 登録は、特許公報中の定期的に出される概要欄に公告する。

(4) 特許庁は、実用新案権者又はその代理人の人格の変更を、その変更について特許庁に対して証明されたときは、登録原簿に記入する。権利者の人格の変更の登録申請については手数料表による手数料を納付しなければならない。その納付がないときは、その申請は、なかったものとみなす。変更が登録されない限り、先の権利者及び当該人の先の代理人が本法に依拠して権利を有しかつ義務を負う。

(5) 登録原簿及び登録実用新案に関するファイルの閲覧は、登録の取消手続に関するファイルを含めて何人に対しても自由である。そのほか、特許庁は、正当な利益が疎明される範囲内において、何人に対しても、申請によりファイルの閲覧を認める。

第 9 条

(1) 保護出願に係る実用新案の対象が刑法第 93 条の国家機密に該当するときは、特許法第 50 条による命令をする権限を有する審査課は、職権で第 8 条(5)に規定する公開及び第 8 条(3)に規定する特許公報への公告が行われなことを命ずる。前記の命令を発する前に権限ある最上級の連邦官庁の意見を聞かなければならない。当該官庁は、前記の命令を発すべき旨を要請することができる。この実用新案は、特別の登録原簿に登録するものとする。

(2) その他特許法第 31 条(5)、第 50 条(2)から(4)まで及び第 51 条から第 56 条までを準用する。前項の担当審査課は、特許法第 50 条(2)の準用によりなすべき査定並びに特許法第 50 条(3)及び第 53 条(2)による措置の権限を有する。

第 10 条

(1) 第 15 条から第 17 条までによる登録原簿からの登録の取消請求を除く実用新案に関連する請求等を処理させるため特許庁内に実用新案課を設け、特許庁長官の任命する法律的構成員によってこれを指揮させる。

(2) 連邦法務大臣は、実用新案課又は実用新案部に義務づけられている個々の業務についての監理を法規命令によって上級及び中級職の公務員に委ねることができる。このような職務は、出願人の争う理由に基づく出願の拒絶の権限を含まない。連邦司法大臣は、この権限を特許庁長官に法規命令をもって委任することができる。

(3) 第 15 条から第 17 条までによる登録実用新案の取消請求は、特許庁内に構成される実用新案部によって決定され、当該実用新案部は 2 の技術的構成員と 1 の法律的構成員から構成される。特許法第 27 条(7)を準用する。鑑定の交付も各実用新案部の権限に属する。

(4) 実用新案課又は実用新案部の構成員の除斥及び忌避に関しては、裁判所職員を除斥及び忌避に関する民事訴訟法第 41 条から第 44 条まで、第 45 条第 2 項第 2 文及び第 47 条から第 49 条までを準用する。これと同じことは、上級及び中級職の公務員に対しても、(2)により実用新案課又は実用新案部に義務づけられている個々の業務についての監理がそれら当該人に委ねられている限り、適用される。特許法第 27 条(6)第 3 文を準用する。

第 11 条

(1) 登録実用新案は、その所有者のみがその実用新案の対象を実施することができる。その所有者の同意を得ていない何人も、その実用新案の対象を生産し、提供し、拡布し、使用し又は前記の目的のためこれを輸入し若しくは保有することができない。

(2) 登録実用新案は、また、その所有者の同意を得ていない何人かが本法の施行領域内において実用新案の対象の不可欠の要素に係る手段を本法の施行領域内でこれを実施させる目的をもって当該実用新案の対象を実施する権利を有していない者に提供の申出をし又は提供することができないという効力をも有するが、ただし、当該手段が実用新案の対象の実施に適切であること又はその実施に使用される予定であることをその何人かが知り又は周囲の状況からしてそれが自明であることを条件とする。第 1 文は、当該手段が一般的市販品である場合であって、前項第 2 文で禁止する行為を犯すよう当該何人かがこの製品の被提供者を唆すときを除き、適用しない。第 12 条 1. 及び 2. にいう行為を実行する者は、第 1 文の意味において実用新案の対象を実施する権利を有する者と認めない。

第 12 条

登録実用新案の効力は、次のものには及ばない。

1. 非営業的目的のため私的な範囲内でなされる行為
2. 登録実用新案の対象に関係する行為であっても、実験目的のためなされるもの
3. 特許法第 11 条 4. から 6. までに規定する行為

第 12a 条

登録実用新案の保護範囲は、実用新案登録クレームの内容によって定められる。ただし、この詳細な説明及び図面は、実用新案登録クレームの解釈にあたり考慮される。

第 13 条

(1) 実用新案の登録による保護は、実用新案権者として登録された者に対し第 15 条(1)及び(3)によりその登録実用新案を取り消すべき旨の請求をする権利を有する者の存する限り登録によって確定することはない。

(2) 登録の不可欠の内容が他の者の同意なしに当該他の者の明細書、図面、モデル、器具又は設備から窃取されたものであるときは、本法による保護の効力は、被害者たる他の者に及ぶことはない。

(3) 特許法の規定であって保護を受ける権利(第 6 条)、保護権の付与の請求(第 7 条(1))、譲渡の請求(第 8 条)、先使用权(第 12 条)及び国が発する実施命令(第 13 条)に関するものを準用する。

第 14 条

後願特許が第 11 条により設定された権利を侵害するときは、その特許に基づく権利は、実用新案権者の同意を得なければ、実施することができない。

第 15 条

(1) 何人も、実用新案権者として登録された者に対し、次のときはその登録を取り消すべき

旨を請求することができる。

1. 登録実用新案の対象が第1条から第3条までに従い保護適格のないものであるとき
 2. 登録実用新案の対象が先の特許出願又は先の実用新案登録出願によって既に保護されているとき
 3. 登録実用新案の対象が最初に提出された出願の内容の枠を逸脱しているとき
- (2) 第13条(2)に該当する場合においては、その被害者しかその登録の取消を請求することができない。
- (3) 取消理由が登録実用新案の一部のみにあるときは、取消は、この範囲にとどめるものとする。この制限は、実用新案登録クレームの補正という形式で実行することができる。

第16条

第15条による登録取消請求は、書面で特許庁にするものとする。この請求にはその依拠する事実を掲げなければならない。請求には手数料表による手数料が納付されなければならない。手数料の納付がないときは、請求はなかったものとみなす。特許法第81条(7)及び第125条を準用する。

第17条

- (1) 特許庁は、取消請求があった旨を実用新案権者に通知し、かつこれについて1月以内に答弁をするよう実用新案権者に催告する。適時に答弁がないときは、登録は取り消される。
- (2) 特許庁は、答弁を請求人に通知し、事案を明確にするため必要な措置をとる。特許庁は、証人及び鑑定人を審問することができる。民事訴訟法の規定を準用する。証拠調には宣誓した書記官が参与する。
- (3) 取消請求事件は、口頭弁論に基づいて決定する。この決定は、口頭弁論が終結した期日又は即時に指定する期日に言い渡される。この決定は、理由が付され、書面で作成され、かつ関係人に職権で送達する。特許法第47条(2)を準用する。言渡は関係当事者に対する決定の送達をもって代置することができる。
- (4) 特許庁は、手続費用のうちどの部分を関係人が支払うべきかを定める。特許法第62条(2)並びに第84条(2)第2文及び第3文を準用する。

第18条

- (1) 実用新案課及び実用新案部の決定に対しては、連邦特許裁判所への審判請求が開かれている。
- (2) 手数料表による手数料を実用新案課の査定であって実用新案登録出願を拒絶するものに対する審判請求又は実用新案部の決定であって登録実用新案を取り消すべき旨の請求に関するものに対する審判請求が許される期間内に納付しなければならない。手数料の納付がないときは、審判請求はなされなかったものとみなす。
- (3) 審判請求手続に関する特許法の規定を準用する。登録実用新案を取り消すべき旨の請求に関する決定に対する審判請求においては支払うべき手続費用に関する判断は、特許法第84条(2)を準用する。
- (4) 連邦特許裁判所審判部は、実用新案課又は実用新案部の決定に対する審判請求について審決する。実用新案登録出願の拒絶査定に対する審判請求を判断する場合は同審判部は、2

の法律的構成員及び 1 の技術的構成員から構成されるものとし、また、登録実用新案を取り消すべき旨の請求に関する実用新案部の決定に対する審判請求を判断する場合は同部は、1 の法律的構成員及び 2 の技術的構成員から構成されるものとする。裁判長は、法律的構成員とする。審判部の内部での事件の配分に関しては裁判所法第 21g 条第 1 項及び第 2 項を適用する。実用新案課の決定に対する審判請求の審理には特許法第 69 条(1)及び実用新案部の決定に対する審判請求の審理には特許法第 69 条(2)を準用する。

(5) (1)による審判請求に関して連邦特許裁判所審判部が判断した決定に対しては、同審判部が法律審判請求をその決定のなかで許可したときに、連邦裁判所への法律審判請求が行われる。特許法第 100 条(2)及び(3)並びに第 101 条から第 109 条までを適用する。

第 19 条

登録実用新案の取消手続と訴訟手続とが共に係属中である場合においてその訴訟の判決が当該実用新案保護の存在に依存するときは、連邦特許裁判所は、その取消手続が終結するまでその審理を中止すべき旨を命ずることができる。裁判所は、登録実用新案が無効であると認めるときは、中止を命じなければならない。当事者を同じくする取消手続において取消請求が却下されるときは、裁判所は、この判断に拘束される。

第 20 条

強制的ライセンスの付与に関する特許法第 24 条(1)及びその手続に関する同法第 81 条から第 99 条まで、第 110 条から第 122 条までは登録実用新案に準用する。

第 21 条

(1) 特許法の規定であって鑑定の説明(第 29 条(1)及び(2))、従前状態への復帰(第 123 条)、手続中に真実を陳述する義務(第 124 条)、公用語(第 126 条)、文書の送達(第 127 条)及び裁判所による司法共助(第 128 条)に関するものは、実用新案争訟手続に対しても適用する。

(2) 特許法の規定であって手続費用の救助の承認(第 129 条から第 138 条まで)に関するものは、実用新案争訟手続に準用する。ただし、第 133 条により選任された代理人に審判請求の権利が存在することを条件として第 135 条(3)を準用する。

第 22 条

(1) 実用新案登録を受ける権利、実用新案登録の出願権及び登録実用新案から生ずる権利は、相続人に移転する。これらの権利は、制限を付し又は付さないで、他の者に譲渡することができる。

(2) 前項の権利の全部又は一部は、本法の施行領域又はその 1 地域についての排他的又は非排他的ライセンスの対象とすることができる。実施権者が第 1 文によるライセンスの制限に違反したときは、登録実用新案から生ずる権利はその実施権者に対抗することができる。

(3) 実用新案権の譲渡又はライセンスの付与は、それ以前に第三者に対して付与されていたライセンスと抵触しない。

第 23 条

(1) 実用新案の保護期間は、出願の翌日から 3 年間存続する。

(2) 手数料表による手数料の納付があるならば、保護期間を更に 3 年延長するものとする。更に最長 10 年を限度として 2 年ずつ延長することができる。この延長は、登録原簿に登録する。延長手数料は、最初の保護期間が満了する月の末日に納付するものとする。延長手数料の納期日の到来後の 2 月目の末日までに当該手数料の納付がないときは、手数料表による割増手数料を納付しなければならない。期限の経過後特許庁は、実用新案権者として登録された者に対し正規の通知が送達された月の末日から 4 月の期間内に割増手数料を含む手数料が納付されるならば、保護期間の延長を許す旨を通知する。最初の保護期間の末日前に実用新案が登録されない場合において実用新案登録に関する通知が送達された月の末日から 4 月の期間内に延長手数料の納付がないときは、手数料表による割増手数料を納付しなければならない。第 5 文を適用する。

(3) 特許庁は、登録名義人が、現在の自己の資力の状態からみて支払を自己に期待することができない旨の証明を行ったときは、当該人の請求により、通知の発送を延期することができる。この延期は、特定の若干の期間内での手数料の分割払を条件とすることもできる。所定の期間内における分割払がないときは、特許庁は、登録名義人に対し残額が通知の受領日から 1 月以内に納付されないときは、存続期間は延長されない旨を通知する。

(4) 通知発送の延期請求がない場合において通知の受領後 14 日以内に当該請求がなされ、かつ従前の遅滞について正当な弁明がなされ、更に手数料及び割増手数料の納付を期待することができないことが明らかにされるときは、前記手数料及び割増手数料延納を許すことができる。納付の延期は、分割払の義務が課せられているときであっても許可することができる。延納を許された手数料が所定の時期に納付されないときは、特許庁は、再度通知を発送し、残金の全額を納付するよう催告する。

第 2 回の通知の送達後においては手数料の延納は許さない。

(5) 請求により延期された通知((3))又は延期の許可((4))後に再度発送されるべきである通知は、手数料の納付期日後遅くとも 1 年以内に発送しなければならない。残額の不納付のため存続期間の延長がないときは、既に納付された分割払金は、還付しない。

(6) 登録実用新案は、実用新案権者として登録された者が書面により登録実用新案を放棄する旨を特許庁に届け出るときに、消滅する。

(7) 存続期間の満了以外の理由による消滅は、特許公報中の定期的に出される概要欄に公告する。

第 24 条

(1) 第 11 条から第 14 条までに違反して登録実用新案を実施する者に対し、侵害を受けた者は、差止請求を提起することができる。

(2) 故意又は過失により前項の実施をした者は、侵害を受けた者にそのこうむった損害を賠償しなければならない。侵害者に軽過失の責めしかないときは、裁判所は、損害賠償金の代わりに、侵害を受けた者のこうむった損害と侵害者に生じた利得との間の額の補償金を裁定することができる。

第 24a 条

(1) 侵害を受けた者は、第 24 条に該当する場合、侵害者の所有又は占有する登録実用新案の対象たる製品が廃棄されることを、権利侵害によって引き起こされた製品の状態が他の方法

によって排除できず、しかもその廃棄が侵害者又は所有者にとって個々のケースにおいて非合理的でない限り、請求することができる。

(2) (1)は、侵害を行うために専ら又は殆んど製品の違法な生産のため使用され又は意図された侵害者の所有する装置に対しても準用される。

第 24b 条

(1) 第 11 条から第 14 条までに違反して登録実用新案を実施する者に対して、侵害を受けた者は実施された製品の出所及び頒布経路に関する情報を個々のケースにおいて非合理的でない限り直ちに提供するよう請求することができる。

(2) (1)に基づいて情報提供を義務づけられた者は、当該製品の製造者、供給者、前所有者、顧客又は発注者の名称及び住所並びに生産され、提供され、受領され又は注文された製品の数量に関して提供しなければならない。

(3) 権利侵害が明白な場合は、情報提供義務は、民事訴訟法に基づく差止命令によって課すことができる。

(4) この情報提供は、情報提供前に行われた行為に関して、刑事手続又は秩序違反に関する法律に基づく手続の中で、情報提供を義務づけられた者又は刑事訴訟法第 52 条第 1 項に規定されている構成員に対しては、情報提供を義務づけられた者の同意があったときにのみ適用される。

(5) 情報についてのそれ以上の請求は、何ら影響を受けない。

第 24c 条

登録実用新案の侵害に係る請求の時効期間は、侵害を受けた者が、侵害の事実及び侵害者を知った時から 3 年とし、又はかかる知得に拘らず侵害の事実を生じた時から 30 年とする。民法第 852 条第 2 項を準用する。侵害者は、侵害を受けた者の損失において、その侵害行為により利益を得たときは、時効期間が満了した後においても不当利得の返還に関する規定により補償しなければならない。

第 25 条

(1) 実用新案権者の同意を得ないで、次の各号の何れかに該当することをした者は、3 年までの自由刑又は罰金刑に処せられる。

1. 登録実用新案の対象である製品(第 11 条(1)第 2 文)を生産し、提供し、拡布若しくは使用し、又は、上掲の目的のために輸入若しくは保有すること

2. 第 14 条に違反して特許に基づく権利を行使すること

(2) この犯罪行為を業として行ったときは、刑は 5 年までの自由刑又は罰金刑とする。

(3) この未遂は罰せられる。

(4) (1)の場合は、刑事犯罪の訴追において、職権による起訴が特別な公益の観点から正当と公訴官がみなした場合を除き、この犯罪行為は告訴によってのみ訴追される。

(5) この違法行為が関係した対象は、没収することができる。刑法第 74a 条を適用する。侵害を受けた者の損害賠償に関する刑事訴訟法の規定(第 403 条から第 406c 条まで)に基づく手続において第 24a 条にいう廃棄請求が認められる場合は、没収に関する規定は適用することができない。

(6) 刑の言渡があった場合において正当な利益を侵害を受けた者が明らかにするときは、求により、有罪宣告の公告をすることが命じられる。公告の態様は、判決中で定める。

第 25a 条

(1) 本法に基づいて保護されている実用新案権を侵害している製品が輸入又は輸出される場合は、権利侵害が明白な場合に限り、その権利者が担保を供することにより、その製品は税関当局により差し押さえられる。取締が税関当局によって行われている限りにおいてのみ、欧州経済共同体の他の同盟国との取引に対しても適用される。

(2) 税関当局が差押を命じる場合は、税関当局は遅滞なく処分権者及び請求者に通知する。請求者には、製品の出所、量及び倉庫地並びに処分権者の住所と名称が通知されなければならない。信書及び郵便の秘密保持(基本法第 10 条)はこの場合に限り制限を受ける。請求者には、これによって取引又は営業の秘密が侵害されない限り、製品を検証する機会が与えられる。

(3) (2) 第 1 文に基づく報告の送達の遅くとも 2 週間経過迄に差押に対して異議が申立てられない場合は、税関当局は差し押さえられた製品の没収を命ずる。

(4) 処分権者が差押に反対のときは、これに関して税関当局は遅滞なく請求者に通知しなければならない。請求者は税関当局に対して、請求者が差し押さえられる製品に関する(1)に基づく請求を維持するか否かを、遅滞なく表明しなければならない。

1. 請求者が請求を取り下げたときは、税関当局は遅滞なく差押を取り消すものとする。
2. 請求者が請求を維持し、かつ、請求書が差し押さえられた製品の保全又は権利の制限を命ずる執行可能な裁判所の決定を提出したときは、税関当局は必要な措置を講じなければならない。

1. 又は 2. に該当しない場合は、税関当局は第 1 文に基づく請求者への通知送達後 2 週間経過したときに押収を取り消す。請求者が 2. に基づく裁判所の決定を請求したが、未だ送達されないことを証明したときは、差押は更に最長 2 週間維持される。

(5) 差押が最初から不当なものであることが判明し、かつ、請求者が差し押さえられた製品に関する(1)に基づく請求権を維持し、又は遅滞なく表明しない((4) 第 2 文)ときは、請求者は当該差押によって処分権者に発生した損害を賠償する義務を負う。

(6) (1) に基づく請求は、上級財務管理局に申立てられることができ、かつ、これにより短い有効期間が申請されない限り 2 年間効力を有する。この請求は繰り返すことができる。当該請求に関連した職務上の行為に対しては、請求者から課税法令第 178 条に基づく費用が徴収される。

(7) 差押及び没収は、差押及び没収に対する秩序違反法に基づく罰則手続において認められる法的救済により争うことができる。当該手続中において請求者は審問を受けることができるものとする。即時審判請求は、区裁判所によって行われる判決に対して認められる。即時審判請求の判決は、上級裁判所が審理する。

第 26 条

(1) 本法で定める法律諸関係についての請求が訴訟によって追求される民事事件において当事者の一方が訴訟物の総額に従い当該訴訟の費用を支払う義務を履行するならば自己の財政的地位が著しく危殆におとし入れられるであろうことを疎明するときは、裁判所は当該当事

者の請求により当該当事者の経済的地位に従い定められる訴訟物の部分に従い訴訟費用の支払義務を減額すべきことを命ずることができる。この命令は、助勢されたこの当事者が自己の弁護士の手数料を、同様に減額された訴訟物価額によってのみ納付しなければならない、とする効果を有する。この者が訴訟費用の支払を命じられたとき又はその支払を約束したときは、減額された訴訟物価額に従い相手方当事者の負担した訴訟費用及び弁護士手数料を支払うものとする。訴訟費用以外の費用が相手方当事者に課せられたとき又は相手方当事者がその支払を約束したときは、助勢された当事者の弁護士は、相手方当事者に適用すべき訴訟物の価額に従いこれに対し自己の手数料を回収することができる。

(2) 前項の請求は、裁判所書記課が調書に記録しなければならない。請求は本案の口頭弁論開始前にしなければならない。口頭弁論開始後においてはこの請求は、訴訟物の推定価額又は確定価額が裁判所によって増額されたときに許されるものとする。この請求に対して決定する前には相手方当事者の意見をきかなければならない。

第 27 条

(1) 本法で定める法律諸関係に関する請求に係る民事事件(以下「実用新案係争事件」という)は、訴訟物の価額の如何を問わずその管轄はもっぱら地方裁判所民事部に属する。

(2) 州政府は、複数の地方裁判所の管轄内にある実用新案係争事件に関する紛争の処理を法規命令によってこれら複数の裁判所のうちの 1 に属させることを命ずることができるが、ただし、この措置が技術的な面からみて訴訟上有益であることを条件とする。州政府は、この権限をそれぞれの州法務行政庁に委任することができる。

(3) 実用新案係争事件の裁判を不服として控訴が行われるときは、当事者は(2)による調整がなければ訴えを担当することになっていた高等裁判所において許可されている弁護士によっても、その控訴裁判所において代理させることができる。

(4) 訴訟裁判所の前で活動することを許されないで前項に基づく弁護士を代理人に選任した事実に起因する当事者の一方に生じた超過費用は、弁償されることはない。

(5) 実用新案に関する係争事件において活動をした弁理士の費用のうち許される金額は、連邦弁護士手数料規則第 11 条による手数料満額にいたるまでの手数料及び弁理士の必要な立替金とする。

第 28 条

ドイツ国内に住所又は居所を有しない者は、ドイツ国内で弁理士又は弁護士を代理人に選任する場合にのみ本法の中に定められている特許庁又は連邦特許裁判所に対する手続に関与することができるが、かつ、実用新案に基づく権利を主張することができる。登録された代理人は、実用新案に関する権利紛争において代理権を有し、また、告訴することもできる。

代理人が自己の事務所を有する地をもって民事訴訟法第 23 条の財産所在地とみなし、事務所がないときは、代理人の住所をもって、また、その住所もないときは、特許庁の所在地をもって前記の財産所在地とする。

第 29 条

(1) 連邦法務大臣は、特許庁の組織及び業務過程を規定し、並びに手続の方式に関して法律に別段の定めがない範囲内において、法規命令によってその方式を定める。

(2) 連邦法務大臣は、特許庁の要求によって生じる費用を補てんするために、これに関して法律に別段の定めがない範囲内において、法規命令により行政費の増額を命ずる権限、とくに、次のことをなす権限を授与されている。

1. 証明、認証、ファイルの閲覧、及び情報提供、並びに、立替についての手数料を増額する旨を定めること
2. 費用の債務者、費用の支払期日、費用の前払義務、費用の免除、時効、及び、費用確定手続に関する規定を定めること

第 30 条

対象物又はその包装物に、その内容上、その対象物が、本法に基づく実用新案として保護されているかのような印象を与える標識を付す者、又は、公衆の掲示、広告、推薦状若しくはこれに類する発表物の中でこの種の標識を使用する者は、その法律状態を知ることにつき正当な利益を有する何人に対しても、この標識の使用がどの実用新案を根拠としているのかについて、求に応じて教える義務を負う。